

職業安定分科会(第 209 回)	資料2-2
令和6年 12 月 13 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を受けて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく各種助成金について、制度の新設や見直し等を行うもの。対象となるのは以下の助成金であり、改正の概要は別紙のとおり（職業安定分科会関係は下線部分）。また、その他所要の改正を行う。

1. 産業雇用安定助成金
2. 雇用調整助成金
3. 両立支援等助成金

2. 根拠条項

- 雇用保険法第62条第1項及び第2項

3. 施行期日等

- 公 布 日：令和6年12月下旬（予定）
- 施行期日：公布日

1. 産業雇用安定助成金**災害特例人材確保支援コースの新設**

- 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、被保険者の雇用を在籍型出向により維持するため、被保険者を送り出す事業主及び当該被保険者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う災害特例人材確保支援コースを新設する。

【具体的な内容】

○対象事業主

《出向元事業主》

次のイ及びロに該当するものとする。

イ 令和6年能登半島地震に際し、七尾公共職業安定所及び輪島公共職業安定所の管轄区域（石川県七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町を指し、以下「対象区域」という。）に所在する事業所の事業主であって、当該地震に伴う経済上の理由により、当該事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であること。

ロ 出向先事業主と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者について次の①から⑥までのいずれにも該当する出向をさせ、出向をした者に係る出向の状況及び出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

① 出向先事業所において従事する期間（以下「出向期間」という。）の初日がこの省令の施行日から令和7年12月31日までの間にある出向であること。

② 出向期間が1か月以上1年以内であって、当該出向の終了後出向元事業主の事業所に復帰するものであること。

③ 出向期間における通常賃金の額が、おおむねその者の出向前における通常賃金の額に相当する額であること。

④ 出向の時期、出向の対象となる労働者の範囲その他出向の実施に関する事項について、あらかじめ出向元事業主と当該出向元事業主の当該出向に係る事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによって行われるものであること。

⑤ 出向をした者の同意を得たものであること。

⑥ 都道府県労働局長に届け出た出向計画に基づくものであること。

《出向先事業主》

あらかじめ出向元事業主と出向に関する契約を締結し、雇い入れた者に係る出向の状況及び雇い入れた者の賃金についての具体的状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

○対象被保険者

雇用保険法第4条に規定する被保険者のうち、次のイからハに該当する者を除いた者とする。

イ 初回出向開始日の前日において出向元事業主に継続して雇用された期間が6か月未満である被保険者

ロ 解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。））

ハ 日雇労働被保険者

○支給額

出向元事業主及び出向先事業主が令和7年12月31日までの出向期間における賃金について出向契約に基づいて負担した額（当該契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額に、当該契約において当該事業主が負担することとされている割合を乗じて得た額）に対して、次の表のとおり支給するものとする。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
上限額	8,635 円／日	

※一の事業主に雇用された同一の被保険者に対する助成金の支給は12か月（365日）を限度とする。

※同一の出向先事業所につき一の年度に出向被保険者500人分（当該年度における初回の計画届の提出日の前日において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が500人未満の場合は、その人数分。ただし、当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が10人未満の場合は10人分）を上限とする。

2. 雇用調整助成金

能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例の創設

- 令和6年1月1日の能登半島地震への対応として実施している能登地震特例が令和6年末で終了し、能登半島地域における令和7年以降の支援は在籍型出向に係る取組が基本となるが、能登半島地域における地震・豪雨の二重災害、高齢化が著しく進む過疎地域といった特段の事情を踏まえ、在籍型出向等への円滑な移行が十分可能な期間（令和7年の1年間）において、これまでの能登地震特例と同様の措置を講じることとする。
- 令和6年9月20日から令和6年12月31日までの期間において、能登半島地域における地震・豪雨の影響により雇用調整助成金の支給を受けた事業所の事業主に対して、令和6年12月31日までの支給について上記の措置と同等の補助率の上乗せ等を行う措置を講じることとする。

【現行制度の概要】

・雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合において、その賃金等の一部を助成するもの。

・休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成する。

助成率 大企業：1／2 中小企業：2／3

(※) 雇用保険基本手当日額の最高額 8,490 円) が日額の上限

【見直しの内容】

令和6年1月1日から同年12月31日までの期間に雇用調整助成金の支給を受けたものであって、対象区域に所在しており、対象期間の初日が令和7年1月1日から起算して2月が経過する日までの間にあり、かつ、令和6年能登半島地震及び令和6年9月豪雨（以下「能登地震・豪雨被災」という。）に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもののうち、出向の推進に係る取組を行う事業主を対象に、次の特例措置（以下「能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例」という。）を講ずるものとする

- ① 過去3年以内に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けたことがある場合について、当該雇用調整助成金の支給に係る日数を休業等に係る能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例の支給を受けようとする場合の受給可能日数から減じないこと。

- ② 対象期間の初日が令和7年1月1日から起算して2月が経過する日までの間の休業等に係る能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例の対象として雇用調整助成金が支給された休業等の日数を、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減ずることとされている過去の受給日数に含めないこと。
- ③ 継続して雇用された期間が6か月未満の雇用保険の被保険者の休業等について、支給対象とすること
- ④ 過去に受給した雇用調整助成金の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を経過していない場合について、支給対象とすること。また、雇用調整助成金の対象期間は事業主が指定した日から1年（当該事業主が指定した日が令和7年1月2日以降にある場合は、当該事業主が指定した日から令和7年12月31日まで）とすること。
- ⑤ 能登地震・豪雨被災に際し対象区域内に所在する事業所の事業主が行う休業等に係る助成率を2分の1から3分の2（中小企業事業主にあつては、3分の2から5分の4）に引き上げること。
- ⑥ 能登地震・豪雨被災に際し対象の対象区域内に所在する事業所の事業主が行う休業等に係る支給要件について、判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数が、当該対象被保険者に係る所定労働延日数の30分の1（中小企業事業主にあつては、40分の1）以上であることとするともに、その支給上限日数を100日から300日に引き上げること。
- ⑦ 能登地震・豪雨被災に際し対象区域内に所在する事業所の事業主のうち、特例対象期間（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間をいう。）中に支給される休業等に係る支給を受けた事業主に限り、判定基礎期間の初日が令和6年9月20日から令和6年12月31日までの間に休業等（令和6年12月31日までに行ったものに限る。）を行った場合については、休業等に係る助成率を2分の1から3分の2（中小企業事業主にあつては、3分の2から5分の4）に引き上げること。
- ⑧ ⑦の休業等の日数を、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減ずることとされている過去の受給日数に含めないこと。